

## ○紀の川市病虫害防除対策事業補助金交付要綱

令和8年3月4日  
告示第22号

(趣旨)

第1条 この告示は、樹木に甚大な被害を及ぼす病虫害を防除するため、病虫害防除対策事業を実施する者に対し、病虫害防除対策事業補助金交付要綱（令和3年4月1日 和歌山県制定）に基づき紀の川市病虫害防除対策事業補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付することについて、紀の川市補助金等交付規則（平成17年紀の川市規則第41号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象者は、クビアカツヤカミキリの防除対策（以下「防除対策」という。）を行った者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市税を滞納していない者
- (2) 紀の川市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成23年紀の川市条例第11号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有しない者
- (3) 国、地方公共団体又はその他公共団体から同一事業について補助金の交付を受けていない者

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象事業は、別表に定める防除対策事業であって、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市の区域内において行った事業であること。
- (2) 事業対象が生産活動に供する果樹以外の樹木（森林法（昭和26年法律第249号）第2条第1項に規定する森林に該当する土地の上にある立木竹を除く。）であって、クビアカツヤカミキリの被害を受けた樹木（以下「被害樹」という。）又は被害樹及びその周辺の樹木であること。
- (3) 県又は市が、事前に被害を確認し、補助対象と認めた樹木であること。

(補助額)

第4条 補助額は、別表の左欄に掲げる事業の経費に対し交付し、同表の右欄に掲げる金額を上限とする。

(交付申請及び実績報告)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、紀の川市病虫害防除対策事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に、次の各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が認める場合は、当該書類の一部を省略させることができる。

- (1) 領収書その他補助対象事業に関する支出を証明する書類の写し

- (2) 位置図（縮尺1／25,000及び1／5,000）
- (3) 防除対策実施前の樹木全体の写真（被害樹の被害が確認できる写真を含む。）
- (4) 防除対策実施後の写真
- (5) 市税の滞納がないことを証明する書類（申請者が市内在住者である場合に限る。）
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 申請の受付は、各会計年度の2月末日を期限として先着順で行うものとし、予算の範囲を超える場合は受付を終了する。

（交付決定及び額の確定等）

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、相当と認めた場合は紀の川市病虫害防除対策事業補助金交付決定通知書兼額の確定通知書（様式第2号）により、補助金の不交付を決定したときは紀の川市病虫害防除対策事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（交付の条件）

第7条 補助金の交付の決定をする場合においては、規則第5条の規定により次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 防除対策を実施した場所については、まん延防止等のため事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、当該病虫害の予防対策及び目視による発生監視調査を行わなければならないこと。
- (2) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、これらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度の終了後5年間保管しなければならないこと。

（補助金の請求）

第8条 補助金の交付の確定を受けた者（以下「交付確定者」という。）は、速やかに紀の川市病虫害防除対策事業補助金請求書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

（補助金の交付）

第9条 市長は、前条の請求書が提出された場合は、交付確定者に補助金を交付するものとする。

（その他）

第10条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第3条、第4条関係）

補助対象事業	取組内容	補助上限額
伐採・伐根	伐採、伐根、運搬及び樹体処分	1 m <sup>3</sup> につき60,000円以内
伐採・根覆い	伐採、運搬、樹体上部の処分及び株元の被覆処理	1 m <sup>3</sup> につき60,000円以内
ネット被覆	幹及び枝のネット被覆	1本につき6,000円以内
樹幹注入	樹幹への薬剤の注入	1孔につき600円以内